

株 主 各 位

証券コード 1400

2023年3月6日

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスタワー2階
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西岡 孝

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいませますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(トップページ) <https://www.ruden.jp/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより [IR情報]
[招集ご通知] を順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、株主総会資料 掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の株主総会資料 掲載ウェブサイト
にアクセスまたは東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、当社名または証券コード:1400を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知/株主総会資料の情報を閲覧ください。

株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/1400/teiiji/>

東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主

総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いたします。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト〔<https://www.e-sokai.jp>〕にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、47頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月23日（木曜日）午前10時30分（午前10時開場）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田6階 伝承ホール
3. 目的事項
報告事項
1. 第23期（自2022年1月1日至2022年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（自2022年1月1日至2022年12月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少（減資）並びに剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 自己株式取得の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は法令および定款第13条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項について書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載していません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。・連結計算書類の「連結注記表」・計算書類の「個別注記表」

なお、電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、極力インターネットまたは書面での議決権行使を、お願い申し上げます。

株主様同士の公平性を期する観点から、お土産の提供はございません。あしからずご了承くださいませ。

(提供書面)

## 事業報告

( 自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日 )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響はありましたが、各種政策の効果もあって景気は緩やかに持ち直しております。しかし、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の下振れリスクが懸念され、先行きは依然として不透明な状況です。

当社グループの既存事業と密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場におきましては、2022年の初月契約率においては、好調と言われる70%台（出典「株式会社不動産経済研究所」）をкаろうじてクリアしましたが、年間供給戸数は前年に比べ12.1%減少し、当連結会計年度において厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に努め、販管費の継続的な見直しを行ってまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症による当社顧客の心理的影響があり、営業機会の減少が見られました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,269百万円（前連結会計年度比10.2%減）、営業損失は11百万円（前連結会計年度は308百万円の営業損失）、経常利益は18百万円（前連結会計年度は309百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は14百万円（前連結会計年度は459百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ハウスクエア事業におきましては、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に注力し、また、中古マンション市場及び代理店事業の拡大を図りました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が比較的少ないアフターメンテナンスに力を入れてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症による当社顧客の心理的影響があり、営業機会の減少が見られた等で厳しい状況で推移したため、売上利益ともに予想を下回る結果となりました。

この結果、ハウスクエア事業の売上高は501百万円（前連結会計年度比36.2%減）、営業利益は58百万円（同6.6%減）となりました。

ビル総合管理事業におきましては、新規民間物件及び既存顧客からの新規受注を獲得することにより売上は順調に推移いたしました。利益については人件費及び材料費や現場従業員の求人募集費の高騰に伴う経費増がありましたが、新規受注を獲得できたため比較的順調に推移いたしました。

この結果、ビル総合管理事業の売上高は1,694百万円（同3.4%増）、営業利益は72百万円（同12.7%減）となりました。

総合不動産事業におきましては、予定していた物件販売が後ずれしたため、売上利益ともに予想を下回りました。

この結果、総合不動産事業の売上高は33百万円（同53.9%減）、営業損失は1百万円（前連結会計年度は36百万円の営業損失）となりました。

その他事業におきましては、本格的な販売には至っておらず、厳しい状況で推移いたしました。

この結果、その他事業の売上高は40百万円（同33.3%増）、営業利益は34百万円（同33.7%増）となりました。

<事業別の売上高>

| 事業区分     | 第22期<br>(2021年12月期) |            | 第23期<br>(2022年12月期)<br>(当連結会計年度) |            | 前連結会計年度比 |            |
|----------|---------------------|------------|----------------------------------|------------|----------|------------|
|          | 金額(千円)              | 構成比<br>(%) | 金額(千円)                           | 構成比<br>(%) | 金額(千円)   | 増減率<br>(%) |
| ハウスクエア事業 | 786,620             | 31.1       | 501,810                          | 22.1       | △284,809 | △36.2      |
| ビル総合管理事業 | 1,638,124           | 64.8       | 1,694,497                        | 74.6       | 56,373   | 3.4        |
| 総合不動産事業  | 73,035              | 2.9        | 33,661                           | 1.5        | △39,374  | △53.9      |
| その他事業    | 30,011              | 1.2        | 40,000                           | 1.8        | 9,988    | 33.3       |
| 合 計      | 2,527,792           | 100.0      | 2,269,970                        | 100.0      | △257,821 | △10.2      |

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                     | 第20期<br>(2019年12月期) | 第21期<br>(2020年12月期) | 第22期<br>(2021年12月期) | 第23期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年12月期) |
|-----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                               | 3,598,007           | 2,626,680           | 2,527,792           | 2,269,970                        |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)                       | △5,396              | 77,407              | △309,206            | 18,676                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | △32,652             | 80,875              | △459,086            | △14,070                          |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)            | △2.62               | 6.48                | △35.69              | △1.08                            |
| 総 資 産(千円)                               | 3,255,164           | 3,167,994           | 3,008,616           | 2,959,029                        |
| 純 資 産(千円)                               | 2,811,065           | 2,720,779           | 2,332,394           | 2,392,306                        |
| 1株当たり純資産額(円)                            | 194.67              | 201.39              | 167.80              | 173.12                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第20期<br>(2019年12月期) | 第21期<br>(2020年12月期) | 第22期<br>(2021年12月期) | 第23期<br>(当事業年度)<br>(2022年12月期) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円)                    | 1,261,467           | 245,993             | 258,923             | 181,096                        |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)            | 81,664              | 41,860              | △222,339            | 18,761                         |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)          | 52,883              | △96,215             | △385,493            | △13,422                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | 4.25                | △7.71               | △29.97              | △1.03                          |
| 総 資 産(千円)                    | 3,118,705           | 2,799,554           | 2,777,743           | 2,744,413                      |
| 純 資 産(千円)                    | 2,804,265           | 2,536,384           | 2,220,486           | 2,281,046                      |
| 1株当たり純資産額(円)                 | 194.12              | 186.72              | 159.20              | 164.57                         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容           |
|-------------------|----------|----------|-------------------|
| 株式会社ルーデン・ライフサービス  | 98,500千円 | 100%     | 新築マンションのコーティング等   |
| 株式会社ルーデン・ビルマネジメント | 30,000千円 | 100%     | 総合ビルメンテナンス、不動産売買等 |
| 株式会社ツーエム          | 20,000千円 | 100%     | 総合ビルメンテナンス        |
| 株式会社R・T・Sリンクージ    | 10,000千円 | 100%     | 不動産売買等            |
| 株式会社P2PBANK       | 96,250千円 | 54.5%    | ソフトウェア開発          |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、基幹事業であるコーティング事業を再生するべく活動を行っております。その周辺事業領域での収益獲得を、その経営戦略として継続してまいります。

また、総合不動産事業においては、仕入物件の更なる見極め及び販路の拡大を行い確実な収益を継続して得られるようにするとともに、機動的な事業活動を展開してまいります。

#### ①経営基盤の確立に向けた施策について

当社グループは収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、ハウスクエア事業の季節性並びに特定販路への依存を改善し、また更なる営業・施工業務の効率性・有用性の向上を図るなど、以下のような経営基盤の確立に向けた施策を実施してまいります。

・①ハウスクエア事業の既存事業のうち特に収益性の高いものについて、その営業販路を、既存の新築マンション市場はもとより、中古マンション市場及び戸建住宅への販路拡大を継続して推し進めてまいります。

・②ハウスクエア事業については、アウトソーシングを積極的に活用するとともに、代理店事業をさらに拡大して、収益率の向上を図ってまいります。

・③ハウスクエア事業の一部として、顧客ニーズに応えるため、ローコストによる販路の拡大、ホテル・商業施設へのコーティングを提案してまいります。



## ②特設注意市場銘柄指定について

当社株式は、2023年1月28日付で、株式会社東京証券取引所から、以下のとおり特設注意市場銘柄に指定されており上場廃止リスクがあります。これにより、今後の当社グループの対応などによっては、当社グループの事業活動や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ア．特設注意市場銘柄指定の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

ルーデン・ホールディングス株式会社（以下「同社」という。）は、2022年11月30日付で「外部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」を開示し、2023年1月17日付の「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」等において、2018年4月以降に開示した複数の適時開示資料の内容の訂正を行いました。

これらにより、以下の状況等が明らかとなりました。

・同社は2018年12月20日付の「（開示事項の経過）当社子会社ICOによる資金調達の結果及び資金使途の変更に関するお知らせ」において、ルーデンコイン（以下「RDC」という。）の販売により、1,700ビットコイン（以下「BTC」という。）及び40万米ドルを外部一般投資家から調達した旨を開示したものの、実際にはBTCは調達されておらず、また、40万米ドルはICOで調達されたことに疑義が指摘されていること

・同社は、ICOにより1,700BTCを調達したことを前提として、2018年12月から2022年2月までの間において、「ICOにより調達した1,700BTCは相場と資金需要をみて順次現金化していく予定である」旨を記載した2019年12月期第2四半期から2020年12月期第2四半期までの決算短信のほか、多数の適時開示資料に継続的に虚偽又は真偽不明の開示を行ったこと

これらの事実は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報について、上場規則に違反して不適正な開示が行われたものであると判断しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

・2018年当時の取締役会長（以下「元取締役会長」という。）の強大な影響力により、かねてから同社内には元取締役会長に異を唱えることができない風土が醸成されており、RDC事業のブラックボックス化などの経営者による内部統制の無効化が生じたこと

・RDC事業によって調達したと認識していた暗号資産は、同社の事業規模に照らして相当の規模の経済的価値を有していたにもかかわらず、各取締

役はRDC事業に対して無関心であり、暗号資産の实在性の確認を含めた内部監査も十分に行われず、明確な根拠なく暗号資産の实在を前提とした不適正な開示を継続して実施したほか、情報取扱責任者であった取締役は、適時開示資料の内容の一部に明らかな虚偽があると認識しながら、元取締役会長の意向を受けて事実と異なる開示を実行し、他の取締役及び監査役においても、虚偽の開示が行われたことを知りえたにもかかわらず、これを指摘することがなかったなど、同社の内部統制及び適時開示体制に著しい不備があったこと

・RDC事業の開始にあたり、必要なリスク分析や検討が行われるべきところ、これらを実施していなかっただけでなく、事業開始後もRDC事業を担っていた同社の非連結子会社の事業実態や財務状況を把握していないなど、同社の意思決定プロセス及び子会社管理に重大な不備があったこと

本件は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報について、上場規則に違反して不適正な開示が行われたものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

#### イ．特設注意市場銘柄指定日

2023年1月28日（土）

#### ウ．特設注意市場銘柄指定期間

2023年1月28日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となります。

#### エ．今後の対応

株主や投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。内部管理体制を整え、指定の解除が受けられるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて、誠心誠意、最大限の努力を尽くしてまいります。なお、今後につきましては、社内のガバナンス体制の整備を行い、再発防止策等の改善策を早急に社内にて検討し、当該内容について決定次第、速やかに開示いたします。

## (5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、ハウスクエア事業、ビル総合管理事業、総合不動産事業及びその他事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

### ① ハウスクエア事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ライフサービスは、新築住宅をターゲットとして、そのデベロッパー及び管理会社に対し、内覧会のプロデュースを行うとともに、入居されるエンドユーザーに対し、住居の壁や天井・床・水廻り等の居住空間において、場所に応じて各種コーティングを行っております。これらのコーティング剤は安全性が高く、抗菌性・防カビ効果・消臭効果に優れており、お客様のニーズに合ったご提案をしております。

既存住宅に対しては、管理会社の持つストック市場に対して様々なメニューを提案し、専有部及び共用部に対しサービスを提供しております。今後のデベロッパーの業界再編を視野に入れ、新築及び既存住宅に対応できるサービスを充実させております。

### ② ビル総合管理事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社ツウエムは、事業用ビルの管理及びマンション管理（清掃管理・設備管理・保守管理・営繕管理等）のビルメンテナンスを行っております。また、首都圏及び都内23区内の公共施設の清掃・設備管理も委託されております。

### ③ 総合不動産事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社R・T・Sリンケージは関東を中心に一戸建の開発や区分マンションの売買、分譲用地の売買など不動産関連事業全般を行っております。

(6) 主要な事業所及び営業所（2022年12月31日現在）

- ① 当社  
本社 東京都渋谷区
- ② 子会社  
株式会社ルーデン・ライフサービス 東京都渋谷区  
東日本営業部 東京都渋谷区  
西日本営業部 大阪府大阪市淀川区  
株式会社ルーデン・ビルマネジメント 東京都台東区  
株式会社ツエム 東京都調布市  
株式会社R・T・S リンケージ 東京都渋谷区  
株式会社P2P BANK 東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------------|-------------|
| ハウスケア事業  | 27（－）名     | 3名減(1名減)    |
| ビル総合管理事業 | 36 (620) 名 | 5名増(64名増)   |
| 総合不動産事業  | －（－）名      | －（－）        |
| その他事業    | －（－）名      | －（－）        |
| 全社（共通）   | 3（－）名      | －（－）        |
| 合計       | 66 (620) 名 | 2名増(63名増)   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数  | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------|-----------|-------|--------|
| 3（－）名 | －（－）      | 42.9歳 | 9.0年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況(2022年12月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 19,767,200株 |
| ② 発行済株式の総数   | 13,008,600株 |
| ③ 単元株式数      | 100株        |
| ④ 株主数        | 3,124名      |
| ⑤ 大株主(上位10名) |             |

| 株主名                  | 持株数        | 持株比率   |
|----------------------|------------|--------|
| 株式会社イーストアンドウエスト      | 2,764,900株 | 21.25% |
| 西岡 勇人                | 1,027,600株 | 7.90%  |
| 加藤 匠翔                | 950,000株   | 7.30%  |
| 株式会社ウエスト             | 760,000株   | 5.84%  |
| 西岡 夏奈子               | 688,000株   | 5.29%  |
| 西岡 孝                 | 400,000株   | 3.07%  |
| 西岡 江美                | 350,000株   | 2.69%  |
| DBS BANK LTD. 700104 | 313,100株   | 2.41%  |
| 西岡 千栄子               | 281,000株   | 2.16%  |
| 森 利子                 | 269,900株   | 2.07%  |

(注) 持株比率は自己株式(200株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年12月31日現在)

| 名称                          | 第7回新株予約権                         | 第8回新株予約権                                    | 第9回新株予約権                                       | 第10回新株予約権                                   |                                                |
|-----------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                       | 2013年3月13日                       | 2014年1月17日                                  | 2015年3月13日                                     | 2016年3月18日                                  |                                                |
| 新株予約権の数                     | 200個                             | 1,770個                                      | 488個                                           | 1,334個                                      |                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 177,000株<br>(新株予約権1個につき100株)           | 普通株式 48,800株<br>(新株予約権1個につき100株)               | 普通株式 133,400株<br>(新株予約権1個につき100株)           |                                                |
| 新株予約権の払込金額                  | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない             | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                        |                                                |
| 新株予約権の行使時の払込金額              | 1株当たり 96円                        | 1株当たり 218円                                  | 1株当たり 287円                                     | 1株当たり 147円                                  |                                                |
| 権利行使期間                      | 2017年3月14日から<br>2023年3月13日まで     | 2019年1月17日から<br>2024年1月16日まで                | 2019年3月13日から<br>2025年3月12日まで                   | 2020年3月18日から<br>2026年3月17日まで                |                                                |
| 行使の条件                       | (注) 1, 2, 3                      | (注) 4, 5, 6                                 | (注) 2, 3, 7                                    | (注) 2, 3, 7                                 |                                                |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役<br>を除く)            | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        | 新株予約権の数 1,650個<br>目的となる株式数 165,000株<br>保有者数 一人 | 新株予約権の数 418個<br>目的となる株式数 41,800株<br>保有者数 一人 | 新株予約権の数 1,184個<br>目的となる株式数 118,400株<br>保有者数 二人 |
|                             | 社外取締役                            | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 一人 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人           | 新株予約権の数 70個<br>目的となる株式数 7,000株<br>保有者数 一人   | 新株予約権の数 80個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 一人      |
|                             | 監査役                              | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        | 新株予約権の数 120個<br>目的となる株式数 12,000株<br>保有者数 二人    | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        | 新株予約権の数 70個<br>目的となる株式数 7,000株<br>保有者数 一人      |

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
3. 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。
4. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役及び監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員が定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
5. 新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前又は到来後において死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
6. 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。但し、取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。
7. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。但し、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                               |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 西 岡 孝     | 株式会社ルーデン・ビルマネジメント代表取締役<br>株式会社ツーエム代表取締役<br>株式会社R・T・Sリンケージ代表取締役                                                             |
| 取 締 役     | 佐々木 悟     | 管理本部長<br>株式会社ルーデン・ライフサービス代表取締役                                                                                             |
| 取 締 役     | 丸 山 一 郎   | 弁護士<br>東京晴和法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社ルーデン・ライフサービス社外取締役<br>株式会社AKIBAホールディングス社外取締役                                                |
| 取 締 役     | 西 岡 勇 人   | 株式会社ルーデン・ライフサービス取締役<br>株式会社ルーデン・ビルマネジメント取締役<br>株式会社イーストアンドウエスト代表取締役                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 小 菅 龍 之 介 | 行政書士<br>株式会社ルーデン・ライフサービス監査役<br>株式会社ルーデン・ビルマネジメント監査役<br>株式会社ツーエム監査役<br>株式会社R・T・Sリンケージ監査役<br>株式会社エヌ・ティール・エス監査役<br>小菅総合事務所 代表 |
| 監 査 役     | 山 田 努     | 税理士<br>税理士法人山田会計事務所 代表社員<br>株式会社イーストアンドウエスト監査役<br>株式会社カプセルデヴィジョン監査役<br>株式会社ウエスト監査役<br>株式会社ランドネットワーク監査役                     |
| 監 査 役     | 服 部 弘 嗣   | 弁護士<br>法律事務所あすかパートナー弁護士                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役丸山一郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役山田努氏及び監査役服部弘嗣氏は、社外監査役であります。  
 3. 社外監査役山田努氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 社外監査役服部弘嗣氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、取締役丸山一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役丸山一郎氏は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役山田努氏及び監査役服部弘嗣氏は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額          | 報酬等の種類別の総額      |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|-----------------|-----------------|---------|--------|----------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 30百万円<br>(1百万円) | 30百万円<br>(1百万円) | —       | —      | 4名<br>(1名)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7百万円<br>(3百万円)  | 7百万円<br>(3百万円)  | —       | —      | 3名<br>(2名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 37百万円<br>(5百万円) | 37百万円<br>(5百万円) | —       | —      | 7名<br>(3名)     |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会において下記の通り決定しております。
- a) 基本報酬に関する方針  
会社の業績、及び各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。
  - b) 業績連動報酬等に関する方針  
特に定めておりません。
  - c) 非金銭報酬等に関する方針  
特に定めておりません。
3. 取締役の報酬額は、2002年2月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。
4. 監査役の報酬額は、2004年5月28日開催の定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は0名）です。
5. ストック・オプションにつきましては、発行の都度株主総会で決議された範囲内で、各役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、取締役会において決定いたします。
6. 当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議であり、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しております。当事業年度におきましても、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して報酬を決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。



#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役丸山一郎氏は、東京晴和法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社AKIBAホールディングスの社外取締役であります。また、丸山一郎氏は株式会社ルーデン・ライフサービスの取締役であります。株式会社ルーデン・ライフサービスは、当社の子会社であります。
- ・監査役山田努氏は、税理士法人山田会計事務所との間に特別な関係はありません。また、山田努氏は、株式会社イーストアンドウエスト、株式会社カプセルデヴィジョン、株式会社ウエスト及び株式会社ランドネットワークの監査役であります。株式会社ウエストは当社の議決権を5.84%保有しており、株式会社ランドネットワーク、株式会社ウエスト、株式会社イーストアンドウエスト及び株式会社カプセルデヴィジョンは、当社の関連当事者であります。
- ・監査役服部弘嗣氏は、法律事務所あすかのパートナー弁護士であります。当社は、この兼職先との間に特別な関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

|             | 活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 丸 山 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての資格を有しておりますので、主に法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、期待された役割を果たしております。                                             |
| 監査役 山 田 努   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回すべてに出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の税務関連について適宜、必要な発言を行っております。             |
| 監査役 服 部 弘 嗣 | 社外監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回すべてに出席し、監査役会12回のうち12回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務関連について適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議は2回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 霞友有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,775千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,775千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行条項、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を決定することといたします。監査役会は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、100万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価の額として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額を限度としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程をはじめ社内規程により、管理責任者、保管方法、保存期間を定めており、適時、運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、取締役及び監査役は、常時当該情報等の閲覧が可能としている。

### ② 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR委員会をはじめ、取締役及び経営執行者は適宜リスク管理を行う一方、自社の経営目的に影響を与えるリスクを認識し、リスクに対する取り組みを決め、その取り組みがうまく行われているかどうかをモニタリングし、問題があれば改善するマネジメントシステムを構築する。

災害時の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制作りを推進する。

### ③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行する。

当社及び当社グループの取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行する。

### ④ 当社及び当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役社長の直轄委員会として当社グループの取締役・使用人で成り立つCSR委員会を設置し、コンプライアンス活動の充実と商材及びサービス等の品質向上を維持する。

その他取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する社内規定・運用等を定期的に見直し、整備する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ企業としての運営を行うにあたり、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関し定期的に監査を実施する。

監査室はグループ会社に対し内部監査を実施し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

監査役は会計監査人及び監査室と密接な連携を取り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、選任の監査役業務補助者を置くものとし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事異動にあたっては、監査役会と事前に協議を行い、取締役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

当社の取締役・執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

子会社の取締役・使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社内部監査室、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

当社及び子会社は、上記に掲げる事項について監査役に報告をしたことを理由として、不利な取扱をしない。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長若しくは会計監査人と、必要に応じて適宜意見交換を実施し、また、当社では複雑かつ高度化する監査業務に適切に対応できる社外監査役を選任し、取締役会から独立した体制を敷いている。

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成出来るよう、監査役の

職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

⑨ 取締役・使用人全員の信頼性のある財務報告を重視するための体制

当社及び当社グループ内のすべての取締役及び使用人は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）への適切な整備及び運用をする。

⑩ 適正な財務報告を実現するための体制

一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性の確保に努める。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

市民社会の秩序を脅かす反社会的勢力に対し断固、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除する。企業活動における社会的責任を果たすことを基本方針とする。企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスの認識のもと、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組む。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、多年度にわたり業務の適正化を図るために必要な体制作りとして「内部統制システムの整備」を毎年取締役会の決議としております。

当事業年度の開始時に、当社グループの全社員が一同に集合し、グループ全体の方向性や業務方針の統制をはかる目的で、合同会議を開催しております。また、中長期経営計画や各会社の役職者からの今後の事業に関する発表等を行い社内統制をはかっております。

当社及び当社グループの適正な業務の運用として、CSR委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する報告、内部監査室より内部統制に関する整備・運用評価の報告、その他日々刻々と変化する環境に対応しうる体制の構築、実施をしております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部               |                  |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,099,154</b> | <b>流動負債</b>        | <b>356,186</b>   |
| 現金及び預金          | 1,267,987        | 支払手形及び買掛金          | 67,740           |
| 売掛金             | 298,101          | 短期借入金              | 2,600            |
| 有価証券            | 512              | 未払金                | 175,248          |
| 販売用不動産          | 237,170          | 未払法人税等             | 8,956            |
| 仕掛販売用不動産        | 152,159          | 預り金                | 18,910           |
| 仕掛品             | 949              | アフターコスト引当金         | 110              |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,895            | その他                | 82,620           |
| 短期貸付金           | 3,500            |                    |                  |
| 未収入金            | 19,787           |                    |                  |
| その他             | 114,090          |                    |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>859,875</b>   | <b>固定負債</b>        | <b>210,537</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>18,495</b>    | 長期借入金              | 78,978           |
| 建物及び構築物         | 90,710           | 役員退職慰労引当金          | 78,605           |
| 減価償却累計額         | △78,902          | 退職給付に係る負債          | 12,894           |
| 建物及び構築物（純額）     | 11,807           | 繰延税金負債             | 38,752           |
| 機械装置及び運搬具       | 3,368            | その他                | 1,306            |
| 減価償却累計額         | △3,277           |                    |                  |
| 機械装置及び運搬具（純額）   | 91               |                    |                  |
| 工具器具備品          | 7,849            |                    |                  |
| 減価償却累計額         | △7,138           |                    |                  |
| 工具器具備品（純額）      | 711              |                    |                  |
| 土地              | 3,248            |                    |                  |
| リース資産           | 7,274            |                    |                  |
| 減価償却累計額         | △4,637           |                    |                  |
| リース資産（純額）       | 2,636            |                    |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>403</b>       | <b>負債合計</b>        | <b>566,723</b>   |
| その他             | 403              | <b>純資産の部</b>       |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>840,976</b>   | <b>株主資本</b>        | <b>2,161,140</b> |
| 投資有価証券          | 742,966          | 資本金                | 2,262,878        |
| 出資金             | 681              | 資本剰余金              | 795,231          |
| 関係会社長期立替金       | 149,040          | 利益剰余金              | △896,679         |
| 破産更生債権等         | 140,359          | 自己株式               | △290             |
| 損害賠償請求権         | 70,057           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>90,887</b>    |
| その他             | 99,456           | その他有価証券評価差額金       | 90,887           |
| 貸倒引当金           | △361,585         | <b>新株予約権</b>       | <b>140,279</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,959,029</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>2,392,306</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>     | <b>2,959,029</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（ 自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日 ）

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額    |           |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 2,269,970 |
| 売 上 原 価                       |        | 1,592,690 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 677,280   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 688,714   |
| 営 業 損 失                       |        | 11,434    |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息                       | 3      |           |
| 受 取 配 当 金                     | 28,885 |           |
| 受 取 保 険 料                     | 347    |           |
| 助 成 金                         | 3,500  |           |
| そ の 他                         | 1,161  | 33,897    |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 197    |           |
| 控 除 対 象 外 消 費 税               | 47     |           |
| 修 理 代                         | 3,215  |           |
| そ の 他                         | 325    | 3,786     |
| 経 常 利 益                       |        | 18,676    |
| 特 別 損 失                       |        |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 4,400  |           |
| 外 部 調 査 委 員 会 等 費 用           | 23,840 | 28,240    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |        | 9,564     |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 3,623  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 882    | 4,506     |
| 当 期 純 損 失                     |        | 14,070    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |        | 14,070    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日 ）

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |         |          |         |             |
|--------------------------|-----------|---------|----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自 己 株 式 | 株主資本<br>合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 2,262,878 | 795,231 | △882,608 | △290    | 2,175,211   |
| 当連結会計年度変動額               |           |         |          |         |             |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |           |         | △14,070  |         | △14,070     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |           |         |          |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | －         | －       | △14,070  | －       | △14,070     |
| 当連結会計年度末残高               | 2,262,878 | 795,231 | △896,679 | △290    | 2,161,140   |

|                          | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権   | 純資産合計     |
|--------------------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利<br>益累計額合計 |         |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 7,583            | 7,583             | 149,600 | 2,332,394 |
| 当連結会計年度変動額               |                  |                   |         |           |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |                  |                   |         | △14,070   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 83,303           | 83,303            | △9,321  | 73,982    |
| 当連結会計年度変動額合計             | 83,303           | 83,303            | △9,321  | 59,911    |
| 当連結会計年度末残高               | 90,887           | 90,887            | 140,279 | 2,392,306 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

ルーデン・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |    |   |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 | 恭治 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 今  | 昭恵 | 印 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーデン・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役および監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部           |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,589,361</b> | <b>流動負債</b>    | <b>344,791</b>   |
| 現金及び預金          | 1,089,938        | 短期借入金          | 25,500           |
| 有価証券            | 512              | 未払金            | 83,912           |
| 販売用不動産          | 181,996          | 未払法人税等         | 7,035            |
| 仕掛販売用不動産        | 152,159          | 前受金            | 320              |
| 前払費用            | 5,046            | 預り金            | 203,331          |
| 未収入金            | 159,700          | リース債務          | 545              |
| その他             | 6                | その他            | 24,147           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,155,052</b> | <b>固定負債</b>    | <b>118,575</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,136</b>     | 役員退職慰労引当金      | 78,605           |
| 建物及び構築物         | 4,540            | リース債務          | 863              |
| 減価償却累計額         | △1,457           | 繰延税金負債         | 39,106           |
| 建物及び構築物（純額）     | 3,082            |                |                  |
| 工具器具備品          | 2,915            |                |                  |
| 減価償却累計額         | △2,376           |                |                  |
| 工具器具備品（純額）      | 538              |                |                  |
| リース資産           | 3,536            |                |                  |
| 減価償却累計額         | △2,020           |                |                  |
| リース資産（純額）       | 1,515            |                |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>403</b>       |                |                  |
| その他             | 403              |                |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,149,511</b> |                |                  |
| 投資有価証券          | 736,960          |                |                  |
| 関係会社株式          | 339,600          |                |                  |
| 破産更生債権等         | 328,442          |                |                  |
| 長期未収入金          | 31,114           |                |                  |
| 関係会社長期代替金       | 149,040          |                |                  |
| 敷金及び保証金         | 46,385           |                |                  |
| ゴルフ会員権          | 5,000            |                |                  |
| その他             | 1,327            |                |                  |
| 貸倒引当金           | △488,360         |                |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,744,413</b> |                |                  |
|                 |                  | <b>負債合計</b>    | <b>463,367</b>   |
|                 |                  | <b>純資産の部</b>   |                  |
|                 |                  | <b>株主資本</b>    | <b>2,052,158</b> |
|                 |                  | 資本金            | 2,262,878        |
|                 |                  | 資本剰余金          | 795,231          |
|                 |                  | 資本準備金          | 795,231          |
|                 |                  | 利益剰余金          | △1,005,661       |
|                 |                  | その他利益剰余金       | △1,005,661       |
|                 |                  | 別途積立金          | 110,000          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | △1,115,661       |
|                 |                  | 自己株式           | △290             |
|                 |                  | 評価・換算差額等       | 88,608           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 88,608           |
|                 |                  | 新株予約権          | 140,279          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>2,281,046</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,744,413</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日 ）

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |         |
|-------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                   |        | 181,096 |
| 売 上 原 価                 |        | —       |
| 売 上 総 利 益               |        | 181,096 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 189,332 |
| 営 業 損 失                 |        | 8,236   |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 0      |         |
| 受 取 配 当 金               | 28,800 |         |
| そ の 他                   | 678    | 29,478  |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 2,362  |         |
| そ の 他                   | 118    | 2,480   |
| 経 常 利 益                 |        | 18,761  |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 外 部 調 査 委 員 会 等 費 用     | 23,840 | 23,840  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |        | 5,078   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 8,344   |
| 法 人 税 等 調 整 額           |        | —       |
| 当 期 純 損 失               |        | 13,422  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日 ）

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |             |                      |                             |                  |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|----------------------|-----------------------------|------------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金            |                             |                  |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | そ の 他 利<br>別 途 積 立 金 | 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当期首残高                       | 2,262,878 | 795,231   | 795,231     | 110,000              | △1,102,238                  | △992,238         |
| 当期変動額                       |           |           |             |                      |                             |                  |
| 当期純損失                       |           |           |             |                      | △13,422                     | △13,422          |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額(純額) |           |           |             |                      |                             |                  |
| 当期変動額合計                     | -         | -         | -           | -                    | △13,422                     | △13,422          |
| 当期末残高                       | 2,262,878 | 795,231   | 795,231     | 110,000              | △1,115,661                  | △1,005,661       |

|                             | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 等            |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|-------------|--------------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価<br>証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当期首残高                       | △290    | 2,065,580   | 5,305                    | 5,305                  | 149,600   | 2,220,486 |
| 当期変動額                       |         |             |                          |                        |           |           |
| 当期純損失                       |         | △13,422     |                          |                        |           | △13,422   |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額(純額) |         |             | 83,303                   | 83,303                 | △9,321    | 73,982    |
| 当期変動額合計                     | -       | △13,422     | 83,303                   | 83,303                 | △9,321    | 60,559    |
| 当期末残高                       | △290    | 2,052,158   | 88,608                   | 88,608                 | 140,279   | 2,281,046 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

ルーデン・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |    |    |   |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 | 恭治 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 今  | 昭恵 | ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて、説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から、その職務の執行状況について、報告を受け必要に応じて説明を求め重要な、決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を、確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び、第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを、監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社 計算規則 第131条 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び、その附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は、認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年2月23日

ルーデン・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小菅 龍之介 ㊟

社外監査役 山田 努 ㊟

社外監査役 服部 弘嗣 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能の一層の強化により、さらなるコーポレートガバナンスの強化及び持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する定款の条文の新設ならびに監査役及び監査役会に関する定款の条文の削減等を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                          | 変 更 案                         |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1章 総 則                       | 第1章 総 則                       |
| 第1条 ～ 第3条 (条文省略)              | 第1条 ～ 第3条 (現行どおり)             |
| (機 関)                         | (機 関)                         |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほかに次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほかに次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会                      | (1) 取締役会                      |
| (2) 監査役                       | (2) <u>監査等委員会</u>             |
| (3) <u>監査役会</u>               | (削 除)                         |
| (4) <u>会計監査人</u>              | (3) <u>会計監査人</u>              |
| 第5条 (条文省略)                    | 第5条 (現行どおり)                   |
| 第2章 株 式                       | 第2章 株 式                       |
| 第6条 ～ 第9条 (条文省略)              | 第6条 ～ 第9条 (現行どおり)             |
| 第3章 株主総会                      | 第3章 株主総会                      |
| 第10条 ～ 第16条 (条文省略)            | 第10条 ～ 第16条 (現行どおり)           |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)<br/>第17条 当社の取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。<br/>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)<br/>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)<br/>第17条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。<br/>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)<br/>第18条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)<br/>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)<br/>第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第25条 ～ 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれかの高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 ～ 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役 とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれかの高い額とする。</u></p> |

| 現行定款                                                        | 変 更 案                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>第29条 ～ 第38条 (条文省略)</p>                 | <p>(削 除)<br/>(削 除)</p>                                                                                           |
| <p>(新 設)<br/>(新 設)</p>                                      | <p>第5章 監査等委員会<br/><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>                                                                       |
| <p>(新 設)</p>                                                | <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。<br/>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                             |
| <p>(新 設)</p>                                                | <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>                                                         |
| <p>(新 設)</p>                                                | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u><br/>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p>                |
| <p>(新 設)</p>                                                | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u><br/>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                | <p><u>(監査等委員会規程)</u><br/>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                         |
| <p>第6章 会計監査人<br/>第39条 (条文省略)</p>                            | <p>第6章 会計監査人<br/>第34条 (現行どおり)</p>                                                                                |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> | <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第41条 当社は会計監査人との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 100 万円以上で定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第42条 ～ 第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第37条 ～ 第38条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関し、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p> |

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少（減資）並びに剰余金の処分の件

### 1. 提案の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額金22億6287万8979円を金12億6287万8979円減少して金10億円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### (2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額金12億6287万8979円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (3) 資本金の減少が効力を生ずる日

2023年5月1日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

### 3. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

2022年12月31日現在の資本準備金の額7億9523万1449円を7億9523万1449円減少して、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年5月1日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

### 4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち20億5811万0428円及び別途積立金110,000,000円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充ちたいと存じます。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金2,058,110,428円

別途積立金110,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金2,168,110,428円



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会での審議を経て、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しております。

本議案は、本総会において、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | にし おか ゆう と<br>西 岡 勇 人<br>(1992年6月2日生) | 2020年10月 株式会社ルーデン・ライフサービス 取締役就任（現任）<br>2021年3月 当社取締役就任（現任）<br>2022年3月 株式会社ルーデン・ビルマネジメント取締役就任（現任）<br>2022年12月 株式会社イーストアンドウエスト代表取締役就任（現任）        | 1,027,600株  |
| 2     | もも た てつ じ<br>百 田 哲 史<br>(1959年6月16日生) | 1983年12月 株式会社東京三洋ホーム 入社<br>1984年12月 株式会社菱和ライフクリエイティブ取締役就任<br>2000年2月 株式会社ネクステート 入社<br>2013年6月 株式会社カプセルデヴィジョン 入社<br>2021年7月 株式会社ウエスト代表取締役就任（現任） | 100株        |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、本総会において第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | はつ どり ひろ つぐ<br>服 部 弘 嗣<br>(1975年4月25日生) | 2006年10月 弁護士登録<br>2006年10月 加茂法律事務所入所<br>2007年7月 法律事務所あすか入所<br>2012年3月 法律事務所あすかパートナー<br>弁護士就任 (現任)<br>2021年3月 ルーデン・ホールディングス<br>株式会社社外監査役就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0株          |
| 2     | き むら ゆう た<br>木 村 祐 太<br>(1987年7月18日生)   | 2014年1月 弁護士登録<br>2014年1月 三宅・山崎法律事務所入所<br>2020年2月 ニューヨーク州弁護士登録<br>2020年7月 MASSパートナーズ法律事務所<br>入所<br>2022年5月 赤坂弁慶橋法律事務所 共同<br>代表弁護士として参画 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0株          |
| 3     | いけ だ こう じ<br>池 田 晃 司<br>(1977年7月5日生)    | 2001年4月 監査法人トーマツ入社<br>2006年1月 池田晃司公認会計士事務所設<br>立 (現任)<br>2008年4月 清新監査法人 (現: 至誠清新<br>監査法人) 社員就任<br>2013年7月 株式会社セキュアサステー<br>ン 代表取締役就任<br>2016年3月 株式会社ジオネクスト 取締<br>役就任<br>2016年5月 株式会社GCAP 取締役就<br>任<br>2016年3月 株式会社セキュアサステー<br>ン 代表取締役就任<br>2017年6月 株式会社リーガルビジョン<br>取締役就任<br>2018年6月 株式会社アイ・ステーション<br>取締役就任<br>2021年1月 株式会社DICE (現: 株式<br>会社ダイス建設興業) 取締<br>役就任 (現任)<br>2021年11月 株式会社INSURE TEC<br>H INDUSTRIES 監<br>査役就任 (現任) | 0株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 服部弘嗣氏、木村祐太氏及び池田晃司氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 服部弘嗣氏及び木村祐太氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、同氏2名の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査・監督機能の一層の強化に活かしていただきたいためであります。
4. 池田晃司氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査・監督機能の一層の強化に活かしていただきたいためであります。
5. 候補者については独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 候補者の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2002年2月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社における第23期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、本書面16頁以下に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 自己株式取得の件

資本効率の向上と株主の皆様への利益還元のため、および経営環境の変化などに対して機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第156条の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に、当社普通株式130万株、取得価額の総額金200,000,000円を限度として取得することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の読取説明書をご確認ください。  
(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2023年3月22日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。



[インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について]  
議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) 以下のWebブラウザがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

| OS                   | Webブラウザ        |
|----------------------|----------------|
| Microsoft Windows 10 | Microsoft Edge |
| Microsoft Windows 10 | Google Chrome  |

2. 携帯電話を利用する場合

暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行㈱代理人部

【ウェブサポート専用ダイヤル】 0120-707-743 （フリーダイヤル）

受付時間 9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

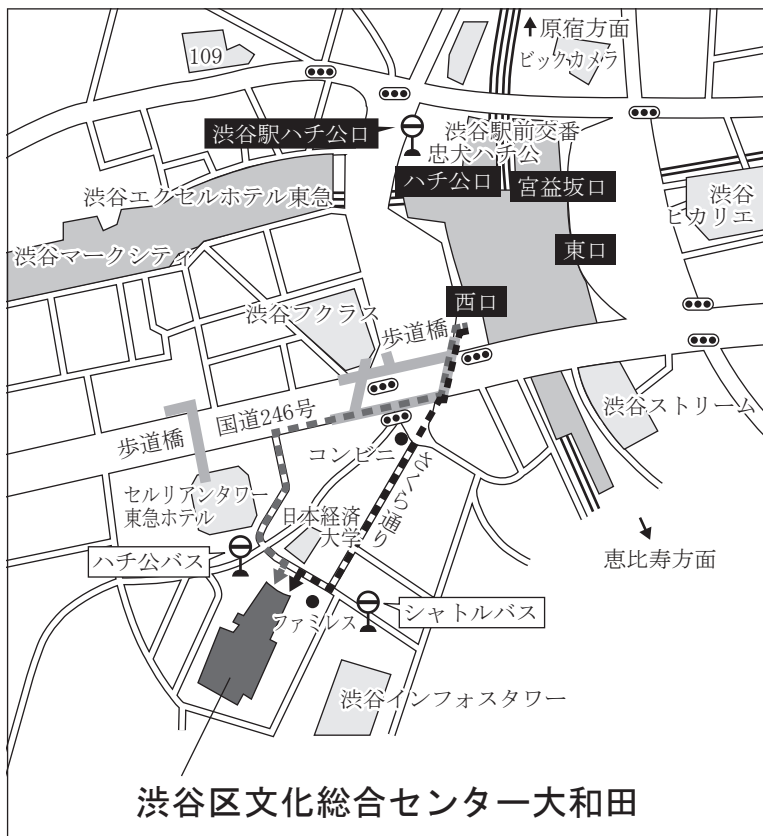


# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町23番21号  
渋谷区文化総合センター大和田 6階 伝承ホール  
2023年3月23日（木曜日）午前10時30分（午前10時開場）

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）又はインターネットでの議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

お土産の提供はございません。



## 交通アクセス

・JR「渋谷」駅西口 徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。